

# 霞ヶ浦ふれあいモニター（仮）の手引き

令和4年7月作成

（令和5年5月一部改訂）

茨城県県民生活環境部環境対策課

## 目 次

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 霞ヶ浦ふれあいモニター（仮）の目的                                     | 1 |
| 2 | 資格要件等   | 1 |
| 3 | 活動内容等   | 2 |
| 4 | 調査結果の活用   | 3 |
| 5 | 調査への回答に対する謝礼  | 4 |
| 6 | 禁止行為  | 4 |
| 7 | 個人情報の取扱い  | 4 |
| 8 | 費用負担  | 5 |
| 9 | Q&A   | 5 |
|   | Q1 モニターIDを忘れた場合、どうすればいいですか？                           |   |
|   | Q2 Eメールアドレスや住所等を変更した場合及び<br>調査地点を変更したい場合、どうすればいいですか？  |   |
|   | Q3 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を<br>満たさなくなった場合、どうすればいいですか？ |   |

## 1 霞ヶ浦ふれあいモニター（仮）の目的

県では、霞ヶ浦の豊かな恵みを分かりやすく伝えられるよう、「感覚による評価」（霞ヶ浦の現状を、実際に見て感じたままに評価するもの）と、「霞ヶ浦の豊かさの評価」（霞ヶ浦の豊かな恵みを、「見る」「作る・獲る・食べる」「遊ぶ」「学ぶ」の観点から評価するもの）の2つの評価指標を組合せた、『霞ヶ浦ふれあい指標』の検討を進めています。

本モニター制度は、モニターの皆様に、「感覚による評価」を試験的に実施していただき、その結果を当指標の検討等に活用するために設置するものです。

なお、調査結果につきましては、個人情報保護をうけて公表する場合がございますので、予めご了承ください。

## 2 資格要件等

### (1) 資格要件

- 小学生以上（小学生は、保護者同伴により調査可能な方に限る）で、本人又は保護者がインターネットを利用し、日本語で電子メールを扱える方
- 小学生が登録する場合は、調査に同伴する保護者1名以上もモニターとして登録することを必須とします。

### (2) 定 数

定数は設けず、随時、募集を行います。

### (3) 任 期

任期は令和8年3月31日までとしますが、いつでも登録・解除が可能です。  
また、予告なく本モニター制度を中止することがあります。

### (4) そ の 他

モニターが、次のいずれかに該当する場合は、規定により、登録を抹消いたします。

- ① 登録抹消の申し出があったとき
- ② モニターの資格要件を満たさなくなったとき
- ③ 1年以上調査への参加がないとき
- ④ 電子メールの送付が不達の状態にあるとき
- ⑤ 「6 禁止行為」のいずれかに該当したとき

### 3 活動内容等

#### (1) 調査への回答方法

- ① 事務局から、年4回、四季ごとの調査開始前に、調査報告ページのURLと報告期限を記載した電子メール<sup>\*1</sup>を送付いたします。
- ② 各モニターは、ご都合の良い日に、登録している調査地点にて、実際に観察調査を行ってください<sup>\*2</sup>。
- ③ ①の報告期限までに、調査報告ページに観察調査結果等を入力の上、送信してください。

なお、各調査期間内に、同一モニターから同一地点についての複数回の回答があった場合は、最後に送信された回答のみ採用いたします。

#### 【回答内容】

- ・モニターの情報（氏名、メールアドレス、モニターID<sup>\*3</sup>、性別、年齢層、職業）
  - ・調査結果（調査日時、調査地点、天気、「(3) 調査内容」の評価結果）
  - ・自由記述（調査の感想、希望する将来の霞ヶ浦像、本モニター制度へのご意見等）
- ④ 複数地点について回答する場合は、調査報告ページに戻り、再度ご回答ください。

※1 電子メールを紛失した場合は、事務局までお問合せください。

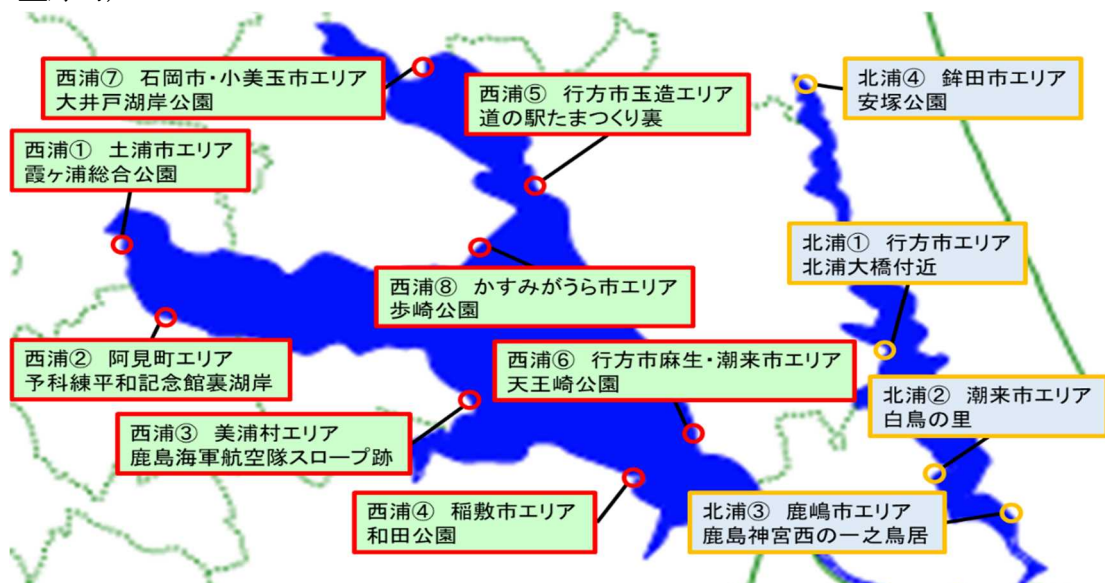
※2 水際まで近づくのが難しい場合は、無理に水際まで近づかず、湖水の様子が確認できる場所で調査を行ってください。

なお、モニターとしての活動中の事故・損害等に対して、県は一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※3 「モニターID」は、モニター登録時に電子メールでお送りいたします。IDをお忘れの場合は、P5のQ1をご参照ください。

#### (2) 調査地点

以下の12地点から、調査を希望する地点を事前に登録して調査（1地点でも複数でも登録可）



#### (3) 調査内容

① 以下の評価項目ごとに、感じたことを5段階で評価

| 評価項目※1           | 選択肢（点）         |   |                |   |                     |
|------------------|----------------|---|----------------|---|---------------------|
| 1 景観（湖や湖岸の美しさ）   | 不快<br>1        | 2 | 特に不快に感じない<br>3 | 4 | 美しい・好き<br>5         |
| 2 香り             | 不快<br>1        | 2 | 特に気にならない<br>3  | 4 | 心地よい香り（匂いはしない）<br>5 |
| 3 湖水のふれたさ        | 手足を入れたくない<br>1 | 2 | 手足を入れてもよい<br>3 | 4 | 手足を入れて遊んでみたい<br>5   |
| 4 ごみの量（20L換算）    | 1袋以上<br>1      | 2 | 半分くらい<br>3     | 4 | ほとんどない<br>5         |
| 5 湖や湖岸での遊びたさ※2   | 遊びたくない<br>1    | 2 | 遊んでもよい<br>3    | 4 | 遊びたい（遊んでいる）※3<br>5  |
| 6 水辺の植物、鳥、魚が見られる | 見られない<br>1     | 2 | 少し見られる<br>3    | 4 | 多く見られる<br>5         |
| 7 音              | いやな音がする<br>1   | 2 | 特に気にならない<br>3  | 4 | 心地よい静かで落ち着く<br>5    |

※1 評価する範囲は、観測地点から半径70m（大人の歩幅で約100歩）を目安とする。

※2 「遊び」は、サイクリング、散歩、釣り等を指す。

※3 その他、利用者が多い、遊べる環境が整っている。

② ①の合計点を下表に照らして評価

| 合計点数     | 評価内容        |
|----------|-------------|
| 31以上35以下 | とても親しみやすい環境 |
| 25以上30未満 | 親しみやすい環境    |
| 20以上24未満 | やや親しみやすい環境  |
| 14以上19未満 | やや親しみにくい環境  |
| 7以上13未満  | 親しみにくい環境    |

#### 4 調査結果の活用

本モニター制度は、「感覚による評価」を試行的に実施するものであり、調査結果については、調査方法※の見直しに活用いたします。

なお、調査方法を変更する場合は、随時、お知らせいたします。

※ 年間の調査回数、調査時期、評価項目、選択肢、配点等

## 5 調査への回答に対する謝礼

調査にご回答いただいたモニターには、年度毎の回答実績<sup>※</sup>に応じて、謝礼品を贈呈いたします。

なお、回答者が多数となった場合は、抽選になる場合があります、抽選結果の発表は、謝礼品の発送をもってかえさせていただきます。

※ 各調査期間内に、同一地点についての複数回の回答及び複数地点についての回答をいただいた場合も、回答実績は1回といたしますので、予めご了承ください。

## 6 禁止行為

モニターは、モニターとしての活動に際して、以下の行為又はそのおそれのある行為を行ってはならず、これらの行為を行った場合は直ちに、モニターの登録を抹消いたします。

また、当該行為によって県、他のモニター又は第三者に損害が生じた場合、モニターは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。

### 【禁止行為】

- ① 法令に違反する行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 本県、他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- ④ 本県、他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- ⑤ 選挙運動、若しくはこれに類似する行為
- ⑥ 本制度の運営を妨害する行為
- ⑦ 虚偽の登録又は調査回答をする行為
- ⑧ 同一人物及び同一団体による重複登録、又はなりすまし登録をする行為
- ⑨ その他、本県がモニターとして不相当と判断する行為

## 7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご了承ください。

### 【個人情報の取扱い】

- 当該個人情報は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年条例第1号）に基づいて、厳正に取扱うこととし、環境対策課が管理します。
- 当該個人情報は、調査の実施及び本モニター制度や県の施策の目的を達成するために行う統計、分析、資料作成、又は県政情報や謝礼等の提供の目的で使用します。

## 8 費用負担

モニターとしての活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべてモニター本人の負担となります。

## 9 Q&A

Q1 モニターIDを忘れた場合、どうすればいいですか？

A1 事務局まで電子メールにてお問合せください。

なお、件名は「霞ヶ浦ふれあいモニター（仮）IDの問合せ」等内容が分かるものとし、本文にモニター本人の氏名を記載の上、登録しているEメールアドレスから送付ください。

Q2 Eメールアドレスや住所等を変更した場合及び調査地点を変更したい場合、どうすればいいですか？

A2 以下の登録項目に変更がある場合は、事務局まで電子メールにてお知らせください。事務局で変更登録を行います。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 職業
- ④ 電話番号
- ⑤ Eメールアドレス
- ⑥ 調査地点

Q3 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を満たさなくなった場合、どうすればいいですか？

A3 事務局まで電子メールにてお知らせください。

なお、件名は「モニター辞退」等内容が分かるものとし、本文にモニター本人の氏名、住所、電話番号を記載の上、登録しているEメールアドレスから送付ください。

### 【問合せ先（事務局）】

茨城県県民生活環境部環境対策課水環境室霞ヶ浦対策グループ

所 在：〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話番号：029-301-2968（直通）

Eメール：lake@pref.ibaraki.lg.jp